

## 和歌山県水泳連盟強化指定選手制度について

和歌山県水泳連盟(以下、県水連)では競泳選手の強化育成のため強化指定選手制度を設けています。基準となるのはもちろん各種目・距離・学年に応じたタイム(別紙参照)です。この標準記録を公認大会で突破した者で、申請を行った者を県水連の強化指定選手として認定しています。

そして、この指定選手に認定された選手は競泳委員会が行う合宿に参加でき、自己負担金の減免が受けられます。

この基準を定めるにあたり参考としたのは、小学生についてはジュニアオリンピックカップ参加標準記録を、中学生以上は毎年日本水泳連盟が発表しているインターナショナル・ナショナル強化標準記録です。この記録は日本水泳連盟が世界と戦える人材を発掘するために設けているもので、この記録を突破した選手は全日本の合宿に参加する権利を得ます。

そこで、県水連では、そのナショナル選手標準記録を突破した者を指定選手Sに、ナショナル標準記録に乗算した記録を指定選手A・Bの標準記録としています。また、小学生にはジュニアオリンピックの標準記録をもとに指定選手の標準記録を別に定めています。

強化指定の標準記録を設けることで、ナショナル選手標準記録を目指す良いステップになっていると言えます。令和3年度では2名のナショナル選手の輩出、そして過去に強化指定を受けた選手が東京五輪代表に選出されました。

和歌山県内の水泳界が盛り上がりとともに、日本国内で行われる大会だけでなく、2024年のパリ五輪に向けて、ますます記録の向上を期待したいと思います。

## 令和4年度 補助事業について

令和4年度における選手への補助について以下の通りとする。

- S指定選手
- ・活動費として10万円を支給する。
  - ・和歌山県水泳連盟主催の国内合宿参加費(交通費除く)を1日につき2,000円とし、その他の強化練習会の参加費は無料とする。
  - ・国体対象年齢(中3以上)の選手においては、全国大会出場に係る遠征費(宿泊費上限9,500円、交通費実費額)補助を行う。
- A指定選手
- ・和歌山県水泳連盟主催の国内合宿参加費(交通費除く)を1日につき3,000円とし、その他の強化練習会の参加費は無料とする。
  - ・国体対象年齢(中3以上)の選手においては、全国大会出場に係る遠征費(宿泊費上限9,500円、交通費実費額)補助を行う。

※全国大会とは、日本選手権、ジャパンオープン、夏季J.O、日本短水路、春季J.O等とする。

※ただし、新型コロナウイルス感染症により県水連事業の中止、縮小により実施できない場合がある。

※予算に限りがあるため、上記の内容を実施しない場合や変更する場合がある。